

第 1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

(1) 新規就農の現状と新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

ア 青梅市の平成26年の新規就農者は1人であり、近年は年1人で推移し、ほぼ横ばいの状況となっており、今後、担い手の高齢化や、農業従事者の減少を考慮すると、将来にわたって市の農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

イ 国が掲げる新規就農し定着する農業者を年間1万人から2万人に倍増するという新規就農者の確保・定着目標や、東京都農業振興基本方針に掲げられた新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保目標を踏まえ、青梅市においては現状の2倍の当該青年等の確保を目標とする。

ウ 青梅市およびその周辺市町村の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人当たり1,800時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業所得を主として生計が成り立つ年間農業所得（青梅市農業振興計画（平成28年3月）の6. 農業振興計画における目標(2)基本指標3)②に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の3割程度の農業所得、すなわち300万円程度）を目標とする。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた青梅市の取組

青梅市における新規就農者への支援体制については、都の農業経営・就農支援センターで就農支援を担う公益財団法人東京都農林水産振興財団および東京都農業会議との連携を図りながら、就農相談機能の充実を図る。また、技術指導および経営指導については、農業改良普及センター、農業協同組合等と連携して、重点的に指導を行い、将来的には認定農業者へと誘導していく。

第 2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする農業経営の指標として、現に青梅市および周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、青梅市における主要な営農類型については、青梅市農業振興計画（平成28年3月）の6. 農業振興計画における目標(2)基本指標4)経営モデルの設定に示す農業所得300万円を目標とする経営モデルを指標とします。

第3 農業を担う者の確保および育成に関する事項

1 農業を担う者の確保および育成の考え方

青梅市は、農畜産物を安定的に生産し、農業の維持・発展に必要な効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度およびそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、農業経営・就農支援センター、農業改良普及センター、農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

さらに、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制、援農ボランティア制度の充実、高齢者および非農家等の労働力の活用等に取り組む。

加えて、青梅市の農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるように必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行う。

2 青梅市が主体的に行う取組

青梅市は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様

な人材の確保に向けて、農業経営・就農支援センター、農業改良普及センターおよび農業協同組合等と連携して、就農等希望者に対する情報提供等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施や、必要となる農用地等や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行う。

また、就農準備から就農後の定着まで一貫したサポートが受けられるよう、青梅市は各関係団体およびサポーターになる農業者と連携し、営農面から生活面までのさまざまな相談への対応ができる体制を構築する。

そのほか、新規就農者等が地域内で孤立することがないように他の農業者との交流の場を設けるなどの配慮を行うとともに、地域農業を担う者として当該者を育成するときは、必要に応じて、協議の場への参加や地域計画の修正等の措置を講じる。

さらに青梅市担い手育成総合支援協議会を運営し、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、国、都および市独自の新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。加えて、同協議会では新たな担い手の確保および育成のために必要な政策について協議を行う。

3 関係機関との連携・役割分担の考え方

青梅市は以下の関係機関等と連携および役割分担により、青梅市が全体的な管理・推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業用機械等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を実施する。

- (1) 農業経営・就農支援センターは就農に向けた情報提供や就農相談を行う。
- (2) 東京都農業会議、農地中間管理機構、農業委員会は農地等の確保に関する情報提供や紹介・あっせんを行う。
- (3) 農業改良普及センターはフレッシュ&Uターンセミナーへの参加の促進、農業協同組合は直売施設への出荷の促進を行うとともに、

就農後の営農指導等を行う。

(4) 農業委員会は地域農業の担い手として新規就農者を育成する体制を強化するため、営農等に関する相談・助言等を行うほか、市内の新規就農者同士の交流を促す。

(5) 個々の集落（地域計画の作成区域）では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行う。

4 就農等希望者のマッチングおよび農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

青梅市は、担い手育成総合支援協議会および農業協同組合と連携して、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、東京都および農業経営・就農支援センターへ情報提供する。

農業を担う者の確保のため、農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、市の区域内において後継者がいない場合は、東京都および農業経営・就農支援センター等の関係機関へ情報提供する。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう農業経営・就農支援センター、農地中間管理機構、農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェアおよび面的集積についての目標として示すと、おおむね次に掲げる程度である。

(1) 効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備考
14%	

農家意向調査および東京農業振興プランを参考に、農家戸数および農地面積を設定した経営体モデルをもとに、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農地面積を算定すると61ヘクタールとなり、令和7年の農地面積422ヘクタールに対する割合は14.4パーセントとなる。

(2) 効率的かつ安定的な農業経営が利用する農用地の面的集積についての目標

農業経営基盤強化促進事業等の実施により、効率的かつ安定的な農業経営における経営農地の面的集積の割合が高まるように努めるものとする。

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

農用地の利用の集積に関する目標等を達成するため、青梅市、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係機関・団体が連携し、地域計画の策定を通じ、地域の合意形成を図りながら、認定農業者等担い手への農用地の集積化を加速する。

その際、青梅市は、関係機関および関係団体とともに、こうした取組が効果的かつ計画的に展開されるよう、地域の農業者をはじめとする関係者の合意の形成を図りつつ、各年度ごとに、利用集積の進捗状況等を把握・検証し、必要に応じて改善を図る措置を講ずる。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

青梅市は、東京都が策定した「東京都農業振興基本方針」に即しつつ、青梅市農業の地域特性、すなわち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

青梅市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- 1 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第18条第1項の協議の場の設置の方法、法第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事

業に関する事項

協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに設定し、開催に当たっては、青梅市の公報への掲載やインターネットの利用等に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図る。

参加者については、農業者、青梅市、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、農地中間管理機構の農地相談員、土地改良区、都、その他の関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手および受け手の意向が反映されるように調整を行う。

協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を青梅市農林水産課に設置する。農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域をもとに、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとする。

青梅市は、地域計画の策定に当たって、都・農業委員会・農地中間管理機構・農業協同組合・土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施する。

2 農用地利用改善事業の実施を促進する事業

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

青梅市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用および農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有および利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域とするものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用

地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置および農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

ア 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(ア) 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

(イ) 農用地利用改善事業の実施区域

(ウ) 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

(エ) 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

(オ) 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

(カ) その他必要な事項

イ 農用地利用規程においては、アに掲げる全ての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

ア (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款または規約および構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、農業経営基盤強化促進法の基本要綱（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局通知。以下「基本要綱」という。）様式第4号の認定申請書を青梅市に提出して、農用地利用規程について青梅市の認定を受けることができる。

イ 青梅市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の規定による認定をする。

(ア) 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

(イ) 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

(ウ) (4)のアの(エ)に掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

(エ) 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

ウ 青梅市は、イの認定をしたときは、その旨および当該認定にかかる農用地利用規程を青梅市の掲示板への提示により公告する。

エ アからウまでの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人または特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

ア (5)のアに規定する団体は、農用地の保有および利用の現況および将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないとき、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等または農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）または当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款または規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第11条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人または特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

イ アの規定により定める農用地利用規程においては、(4)のアに掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

(ア) 特定農業法人または特定農業団体の名称および住所

(イ) 特定農業法人または特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

(ウ) 特定農業法人または特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等および農作業の委託に関する事項

ウ 青梅市は、イに規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)のアの認定の申請があった場合において、農用地利用

規程の内容が(5)のイに掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)のアの認定をする。

(ア) イの(イ)に掲げる目標が、(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

(イ) 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等または農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出にかかる農用地について利用権の設定等もしくは農作業の委託を受けること、または特定農業団体が当該申出にかかる農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

エ イで規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は認定農業者と、特定農用地利用規程は法第12条第1項の認定にかかる農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勧奨等

ア (5)のイの認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原にもとづき使用および収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等または農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

イ アの勧奨は、農用地利用規程にもとづき実施するものとする。

ウ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人および特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認め

られる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等または農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

ア 青梅市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

イ 青梅市は、(5)のアに規定する団体または当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農業改良普及センター、農業委員会、農業協同組合、農地利用集積円滑化団体等の指導、助言を求めてきたときは、青梅市担い手育成総合支援協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

3 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業

(1) 農作業の受委託の促進

青梅市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織または農家群の育成
ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域および作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託または委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機

械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

(3) その他の農作業の受委託のあっせん等

地域計画の実現に当たっては、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて、農業支援サービス事業者による農作業受託料金の情報提供の推進や、農作業受託事業を実施する生産組織の育成、地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境の整備を図る。

4 その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

青梅市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

ア 事業推進体制等

青梅市は、農業委員会、農業改良普及センター、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。またこのような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成およびこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

イ 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合および土地改良区は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、青梅市担い手育成総合支援協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、青梅市は、このような協力の推進に配慮する。

第6 利用権設定等促進事業に関する事項

1 利用権設定等促進事業に関する事項

青梅市は、第5に挙げる農業経営基盤強化促進事業の各事項のほか、改正前の農業経営基盤強化促進法にもとづき、利用権設定等促進事業に取り組む。

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

ア 耕作または養畜の事業を行う個人または農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に依じてそれぞれ定めるところによる。

(ア) 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）

として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次のaからeまでに掲げる要件の全て（農地所有適格法人にあつては、a、dおよびeに掲げる要件の全て）を備えること。

a 耕作または養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）の全てを効率的に利用して耕作または養畜の事業を行うと認められること。

b 耕作または養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

c その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

d その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者（農地所有適格法人にあつては、常時従事者たる構成員をいう。）がいること。

e 所有権の移転を受ける場合は、上記aからdまでに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、または近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

- (イ) 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作または養畜の事業を行うことができるものと認められること。
- (ウ) 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができるものと認められること。
- イ 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃貸権、使用貸借による権利またはその他の使用および収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者がアの(ア)の a および b に掲げる要件（農地所有適格法人にあっては、a に掲げる要件）の全てを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、おおむね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。
- ウ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合または農業協同組合連合会が、利用権の設定等を受ける場合、同法第11条の31第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合または農業協同組合連合会が利用権の設定を受ける場合、法第4条第3項に規定する農地利用集積円滑化事業を行う農地利用集積円滑化団体または独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合もしくは農地利用集積円滑化団体または独立行政法人農業者年金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業または業務の実施に関し定めるところによる。
- エ 賃借権または使用貸借による権利の設定を受ける者が法第18条第2項第6号に規定する者である場合には、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。
- (ア) 耕作または養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農

用地を含む。)の全てを効率的に利用して耕作または養畜の事業を行うと認められること。

(イ) 青梅市長への確約書の提出や青梅市長との協定の締結を行う等により、その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

(ウ) その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作または養畜の事業に常時従事すると認められること。

オ 農地所有適格法人の組合員、社員または株主（農地法第2条第3項第2号チに掲げる者を除く。）が利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行う場合、アの規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権を受けた土地の全てについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら2つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

カ アからオまでに定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

(2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定または移転される利用権の存続期間または残存期間の基準、借賃の算定基準および支払(持分の付与を含む。以下同じ。)の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準および決済の方法その他利用権の条件ならびに移転される所有権の移転の対価(現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。)の算定基準および支払の方法ならびに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

ア 青梅市は、開発して農用地または農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積

計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体および農地利用集積円滑化団体を除く。）から基本要綱様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。

イ 青梅市は、アの開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続を進める。

(ア) 当該開発事業の実施が確実であること。

(イ) 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。

(ウ) 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定期間

ア 青梅市は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。

イ 青梅市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定または移転された利用権の存続期間または残存期間の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画にかかる利用権の存続期間または残存期間の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間または残存期間の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定または移転を内容として定める。

(5) 要請および申出

ア 青梅市農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者または利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、青梅市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。

イ 青梅市の全部または一部をその地区の全部または一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195

号) 第52条第1項または第89条の2第1項に規定する換地計画にかかる地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

ウ 農用地利用改善団体および営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

エ 青梅市の全部または一部をその事業実施区域とする農地利用集積円滑化団体は、その事業実施区域内の農用地の利用集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

オ イからエまでに定める申出を行う場合において、(4)のイの規定により定める農地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定または移転されている利用権の存続期間または残存期間の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

ア 青梅市は、(5)のアの規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。

イ 青梅市は、(5)のイからエの規定による農地利用集積円滑化団体、農用地利用改善団体、農業協同組合または土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。

ウ アおよびイに定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者または利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、青梅市は、農用地利用集積計画を定めることができる。

エ 青梅市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（(1)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地およびその者の現に耕作または養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積ならびに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善および安定に資するようにする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、カの(ウ)に掲げる事項については、(1)のエに定める者がこれを実行する能力があるかについて確認して定めるものとする。

ア 利用権の設定等を受ける者の氏名または名称および住所

イ アに規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目および面積（(1)のエに定める者である場合については、賃借権または使用貸借による権利の設定に限る。）

ウ アに規定する者にイに規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名または名称および住所

エ アに規定する者が設定または移転を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期または移転の時期、存続期間または残存期間、借賃およびその支払の方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用および収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準および決済の方法）、利用権の条件その他利用権の設定または移転にかかる法律関係

オ アに規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価および（現物出資に伴い付与される持分を含む。）その支払（持分の付与を含む。）の方法その他所有権の移転にかかる法律関係

カ アに規定する者が(1)のエに該当する者である場合には、次に掲げる事項

(ア) その者が、賃借権または使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借または使用貸借の解除をする旨の条件

(イ) その者が毎事業年度の終了後3月以内に、農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和55年農林水産省令第34号。以下「規則」という。）第16条の2各号で定めるところにより、権利の設定を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃借権または使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について、同意した青梅市長に報告しなければならない旨

(ウ) その者が賃貸借または使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項

a 農用地を明け渡す際の現状回復の義務を負う者

b 現状回復の費用の負担者

c 現状回復がなされないときの損害賠償の取決め

d 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め

e その他撤退した場合の混乱を防止するための取決め

f アに規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

青梅市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)のイに規定する土地ごとに(7)のアに規定する者ならびに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利またはその他の使用および収益を目的とする権利を有する者の全ての同意を得る。ただし、数人の共有にかかる土地について利用権（その存続期間が5年間を超えないものに限る。）の設定または移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地については2分の1を超える共有持分の同意を得ることで足りるものとする。

(9) 公告

青梅市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき、または(5)のアの規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨およびその農用地利

用集積計画の内容のうち(7)のアからカまでに掲げる事項を青梅市の
掲示板への掲示により公告する。

(10) 公告の効果

青梅市が(9)の規定による公告をしたときは、その公告にかかる農
用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定または移転
され、または所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、
その利用権の設定等にかかる土地を効率的に利用するよう努めなけ
ればならない。

(12) 農業委員会への報告

青梅市は、解除条件付の賃借権または使用貸借による権利の設定
等を受けた者からの農用地の利用状況の報告（規則16条の2）が
あった場合、その写しを青梅市農業委員会に提出するものとする。

(13) 紛争の処理

青梅市は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が
行われた後は、借賃または対価の支払等利用権の設定等にかかる土
地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者
の一方または双方の申出にもとづき、その円満な解決に努める。

(14) 農用地利用集積計画の取消し等

ア 青梅市長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)
の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めによるとこ
ろにより賃借権または使用貸借による権利の設定を受けた(1)のエ
に規定する者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべ
きことを勧告することができるものとする。

(ア) その者が、その農用地において行う耕作または養畜の事業に
より、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的
な利用の確保に支障が生じているとき。

(イ) その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分
担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めら
れるとき。

(ウ) その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行

する役員の内いずれもがその法人の行う耕作または養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

イ 青梅市は、次に掲げる事項の内いずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号にかかる賃借権または使用貸借による権利の設定にかかる部分を取り消すものとする。

(ア) (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)のエに規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借または使用貸借の解除をしないとき。

(イ) アの規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

ウ 青梅市は、イの規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画のうちイの(ア)および(イ)にかかる賃借権または使用貸借による権利の設定にかかる部分を取消した旨および当該農用地利用集積計画のうち当該取消しにかかる部分を青梅市の広報に記載することその他所定の手段により公告する。

エ 青梅市がウの規定による公告をしたときは、イの規定による取消しにかかる賃貸借または使用貸借は解除されたものとみなす。

第7 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

なお、青梅市農業振興計画（平成28年3月）のうち、農業経営基盤強化促進法にもとづく農業経営基盤強化促進基本構想に関わる部分については、本構想に読み替えるものとする。

付 則

- 1 この基本構想は、平成18年6月12日から施行する。
- 2 この基本構想は、平成23年3月31日から施行する。
- 3 この基本構想は、平成26年9月30日から施行する。

- 4 この基本構想は、平成28年3月30日から施行する。
- 5 この基本構想は、令和5年9月30日から施行する。

別紙 1（第 6 の 1 (1) のカ関係）

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第 18 条第 2 項第 2 号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

- 1 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 298 条第 1 項の規定による地方開発事業団体以外の地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用または公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和 27 年政令第 445 号）第 6 条第 2 項第 1 号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接または間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）または畜産公社（農地法施行令第 6 条第 2 項第 3 号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）

(1) 対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合

法第 18 条第 3 項第 2 号イに掲げる事項

(2) 対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合その土地を効率的に利用することができることと認められること。

- 2 農業協同組合法第 72 条の 8 第 1 項第 2 号の事業を行う農事組合法人（農地所有適格法人である場合を除く。）または生産森林組合（森林組合法（昭和 53 年法律第 36 号）第 93 条第 2 項第 2 号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）

対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合その土地を効率的に利用して耕作または養畜の事業を行うことができると認められること。

- 3 土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 2 条第 2 項各号に掲げる事業（同項第 6 号に掲げる事業を除く。）を行う法人または農業近代化資金融通法施行令（昭和 36 年政令第 346 号）第 1 条第 7 号または第 8 号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）

対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

その土地を効率的に利用できると認められること。